

# 新白地手形法論(2) 補充権の消滅時効を手がかりに

ADACHI, Mikio / 安達, 三季生

---

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Review of law and political sciences / 法学志林

(巻 / Volume)

73

(号 / Number)

3・4

(開始ページ / Start Page)

60

(終了ページ / End Page)

111

(発行年 / Year)

1976-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010851>

## 新白地手形法論（二）

——補充権の消滅時効を手がかりに——

安 達 三 季 生

### 目 次

はしがき

#### 第一章 序説——問題の提起

第一節 白地補充権の消滅時効についての学説の対立

第二節 白地補充権の消滅時効についての学説の検討

#### 第二章 白地手形論総説

第一節 私見の特色

第二節 白地手形と補充権の性質（以上七三卷二号）

#### 第三章 白地手形論各説

第一節 白地手形の要件

第二節 補充権一般

一 補充権の範囲・内容

二 補充権の存続

三 補充権行使の効果

四 補充の訂正・変更

五 補充権行使の時期

第三節 補充権と時効

第四節 白地手形の流通と補充権の濫用

第五節 白地手形による権利行使と時効中断（以上本号）

#### 第四章 手形理論と白地手形

第一節 総説

第二節 仮定的債務者の処分授權の概念

第三節 独民法上の指図（Anweisung）の構成

第四節 商人指図証券・商人債務証券・持参人払債券の構成

成

第五節 手形・小切手の構成

第六節 手形法上の若干の個別的問題

第七節 白地手形の再構成

## 第三章 白地手形論各説

前章に述べた白地手形に関するわれわれの基本的見解に従って、白地手形に関する個別的な諸問題を考察しよう。

### 第一節 白地手形の要件

一 手形行為者の署名 白地手形であるためには、手形行為者の署名（記名捺印を含む）があることが必要である。私見によれば、白地手形の場合、証券の外形上は手形の要件を欠いているに拘らず、完成手形と同様に、手形債務が発生する。そうであるだけに、手形行為者の署名は、手形債務発生要件として欠かすことはできない。<sup>(1)</sup>

白地手形というためには、先ず振出人の署名の存することが必ずしも必要ではない。引受人の署名（白地引受）や裏書人の署名（白地裏書）あるいは手形保証人の署名（白地保証）<sup>(2)</sup>でもよい。白地引受人が為替手形の振出人に白地手形を交付することによって、私見によれば、振出人の引受人に対する手形債権が発生する。しかし、将来振出人となることの予定された者のために保証すべき、白地保証人や白地裏書人（すなわち隠れた手形保証人）が、その白地手形を振出人となることの予定されている者に交付した場合、それによって直ちに手形債務が発生するのでなく（但し、白地手形の成立に関する所謂客観説をとれば別である）、むしろ、白地保証の場合には、振出人が受取人に振出交付したときに、また白地裏書るときは振出人から被裏書人に交付したときにはじめて発生するのであり、それまでは、白

地保証人あるいは白地裏書人から、振出人に対して手形債務負担についての代理権を与えているにすぎない。もっとも、同じことは、要件の完備した手形が振出交付される前に手形保証人や裏書人が署名する場合にも、あてはまる（すなわち、振出人が受取人や被裏書人に交付したとき、手形保証人や裏書人の手形債務は発生する）。だから白地手形特有の問題というわけではない。<sup>(3)</sup>

なお、本稿では、先ず振出人により白地の約束手形に署名がなされ、それが振出される場合、を中心において叙述していることを念のためことわっておきたい。

二 要件の欠缺 要件の欠缺については、右の署名が存する限り、その欠缺の程度をとわない（通説判例）。白地手形を論ずるにあたり、どの要件が白地であるかを区別して論ずることが必要であること、および主要な要件の分類については前述した。<sup>(4)</sup>

満期の記載の欠いた手形は常に手形法二条二項および七六条二項によって一覽払と看做されるのでなく、補充権授与の明示もしくは黙示の意思表示をもって振出されたのであれば、白地手形となる。かかる意思表示なくして振出されたときは、本来なら無効手形となるはずだが、前掲条項の規定によって一覽払手形と看做されるわけである（判例・通説）。しかし、具体的にいかなる場合について黙示的な補充権授与の意思表示がありと解釈さるべきか（従って満期白地手形と解釈さるべきか）、については問題がある。<sup>(5)</sup>

三 補充権の存すること 通説のいう補充権とは、私見からいえば、記載代行権であり、場合によってはこのほかに内容決定権（満期決定権、金額決定権）が含まれる。また場合によっては実質的に見て代理権が含まれることもある。これについては前述した。<sup>(6)</sup>

かかる補充権の有無が、白地手形と無効手形の区別を生ぜしめることはいうまでもないが、補充権の存否を認定する基準に關して、通説判例のとる主觀説、すなわち「署名者の意思によつて決すべきであるとの前提のもとに、署名者が欠缺要件を他日他人をして補充せしめる意思のもとに、殊更に要件欠缺のまま流通においた場合が白地手形であつて、従つてまた、その補充の権限は署名者から与えられなければならない、この補充権の授与がなければ白地手形はありえない」とする見解に對し、これを証券の外觀によつて客觀的に決すべきであると主張する客觀説がある。<sup>(7)</sup>

この對立の意味はどこにあるか。理論的な面と實際的な面と二つある。すなわちわが国ではじめて明確に客觀説を主張された升本博士が述べられているように、第一に、理論的な側面として「白地手形論は、その考察方法の如何によつては必らずしも手形行為の性質論との間に不可避的な索連ありと云うを得ざるべくも、なお両者は事実上極めて密接なる関連を有するものと云うを得る」<sup>(8)</sup>のであるが、「主觀説は、ひとり契約説のみならず發行説又は所有權授與説の論者等によりても広く支持される所なるも、債務者側に署名以外の何等の積極的行動を要求せざる創造説の立場よりすれば、ひとり白地手形署名についてのみ特にかかる積極的行動を必要とすることが結果を肯定しえない」<sup>(8a)</sup>のであり、客觀説が相応しい。また第二に、實際的な側面として、主觀説だと、白地手形を肯定する範圍が少くなり、第三者保護に充分でないが、客觀説だと、それが可能となる。<sup>(9)</sup>

もっとも、第二の實際的な側面に関しては、現在では、主觀説をとるも結果的には客觀説と殆ど異なる所がない、といえよう。

けだし、(4)主觀説のいう補充權授与の意思表示は默示的でもよいところから、殊に手形要件の各項目名が不動文字で印刷された紙面の上に、要件の内容の部分の部分を白地としたまま署名をしてこれを發行したような場合などは、特別の

事情がない限り、補充権を附与したものと推定するのが合理的であると考えられ、判例もそのような見解をとり入れているといつてよいからである。<sup>(10)</sup>

(四)しかし右のような見解をとつても、主観説をとる限り、もし、振出人が要件の一部が欠缺した手形の任意の交付に際し、補充権を与えない旨を明示的に表示していたならば、これを白地手形と見ることはできない。従つて、それが受取人によつて不当に補充され、第三者に譲渡された場合、振出人はたとえ善意の第三者に対しても債務を負わなくてよいはずである。しかしながら、振出人はこの手形が不当に補充され流通におかれるかも知れないことを予想できたはずであり、善意で重過失のない譲受人の犠牲において振出人を保護するのは正当でない。そこで判例も手形法一〇条の精神から、振出人はかかる第三者に対し責を免れないものとしている。<sup>(11)</sup>

事案は、振出人は金融依頼の目的から、訴外周旋業者に約束手形用紙に記名捺印のうえ、金額・満期・振出日・受取人の各欄を空白にしたまま交付し、その際、もし金融先が具体的に定まったときは、空欄は振出人の側で記入補充すべきことを約束した。しかしこれが約束に反して転々譲渡され、その間に右の空白欄が不当に補充され善意の第三者に譲渡された、というものである。そして主観説に立つ学説は、このような結論を一般的な権利外觀理論によつて根拠づけようとしているが、私もこれを支持したい。<sup>(12)(13)</sup>

なお、客観説をとれば、右のような場合、白地手形と認定され、第三者は原則として手形債権を取得する。第三者に悪意重過失あるときは、例外的に手形法一七条による悪意の抗弁の対抗をうけることになる。<sup>(14)</sup>

第一の理論的側面については第四章で触れるが、私の手形理論からは主観説をとるべきことになる。<sup>(15)</sup>

(一)しかし次のことき判例がある。売掛金の支払のため、記名その他の手形記載事項を白地としたままこれを受取人に交付し

た場合につき、単にその手形用紙に押印しただけでは、適法な白地振出とはいえない、との振出人の主張をしりぞけ、白地手形の振出があったと認定した判例である（最高昭三七・四・二〇民集一六巻四号八八四頁）。しかしながら振出人の押印だけで白地振出を認めるのは正当でない。但し、受取人が補充して第三者に譲渡したときは、手形法十条の準用によって善意の第三者の保護がはかられるべきであろう。同旨、大隅・河本「手形法・小切手法（増補）」六〇三頁。

(2) 判例・通説である。判例については、大森・前掲「判例手形法小切手法」一五七頁に掲げる判例を見よ。なお異説として、薬師寺博士の、少くとも振出人の署名が必要だとする説もある。同「白地手形論」法曹会雑誌一二巻五号一七頁。

(3) 後述四章五節参照。

(4) 二章一節五（前号三六頁）

(5) 詳細は、大隅河本・前掲二八頁、大森・前掲「講座」II四六頁参照。

(6) 二章一節二（前号二二頁）

(7) 升本「有価証券法論」一三四頁、このほか、鈴木教授の折衷説がある。これについては第一章註(24)参照。鈴木教授の説は創造説がその基礎となっている点からいって、客観説に近いといえよう。

(8) 升本・前掲「本質論」法学新報四二巻一二号五三頁。

(8a) 近時の論者は第一の側面を必らずしも指摘していない。例えば大森・前掲「講座」II五〇頁、西島「白地手形の要件」新商法演習一〇四頁など。

(9) 升本・前掲「本質論」法学新報四二巻三号五三頁。

(10) 判例の詳細については大森・前掲「講座」II四九頁、河本・前掲「総合判例研究」二六頁参照。

(11) 最高昭三一・七・二〇民集一〇巻八号一〇二二頁、判例百選七二事件（河本）一六〇頁。

(12) 竹田「手形法小切手法」九五頁、伊沢「手形法小切手法」三五九頁、河本「白地手形の成立」判例百選一六〇頁。

(13) 手形法十条は、もともと権利外観法理に立脚しているものであるから「手形法十条の法意により」というのと矛盾しない。

なお、権利外観法理（もしくは権利表見法理）に対しては種々の批判があるが——例えば鈴木・前掲一四一頁——しかし私は、ここで詳論しえないけれども、手形法の体系的な把握のためには、この法理を承認せざるをえないと考える。

(14) 後述二節一参照。

（15） 後述四章六節参照。

## 第二節 白地手形の補充権

### 一 補充権の範囲・内容

1 補充権の存否認定の基準に関しては両説の対立があることは前述した通りだが、主観説をとる場合、補充権の範囲や内容は、振出交付の際になされる補充権授与の意思表示によって決められることになるが、その表示は手形上の記載によってなされるのではないのだから、いわば手形外でなされる。しかし創造説を基礎にして客観説（ないし折衷説）をとる場合には、署名によって白地手形が成立するが、証券上には補充権の内容について何等記載がないのだから、補充権は内容的に無制限な、いわば抽象的な内容の権利と解すべきことになり、振出にあたって補充の内容範囲を制限する意思表示は、単にその当事者間の人的抗弁に留まることになる。その結果、主観説の立場からは、手形法十条は、取引安全のための特別の規定であり、白地手形行為者は限定された補充権の内容範囲を善意無重大過失の第三取得者に対抗しえないとする趣旨の規定だと解するのに対し、客観説では、同条をもって、十七条に定める悪意の抗弁の規定と同一の趣旨と解する。<sup>（1）</sup>

両説の対立は専ら手形理論と関係する理論構成上の対立であって、實際問題の解決については差異は無いであろう。私は主観説を支持する立場から、前説をとるのであるが、前説の理論構成上の欠陥として、河本教授が次のように指摘されるのは看過しえない。

即ち「従来の主観説の立場から白地手形を考えるならば、白地手形上の権利は、手形外の事実によってその存在ならびに内容を決定され、それが白地手形と共に譲渡されて行く、そして、もし当初の協定と異なった補充がなされたときには、白地署名者は、善意にして重過失のない取得者に対しては、自己の負担した債務はそれとは異なるものであると主張することを許されない。・  
 ということは結果的には、善意の取得者の許で、当初の債権債務とは異なった内容の債権債務が新に成立することを意味する。

この点は手形の場合と大いに異なる、なぜならば、手形にあっては、当初成立した権利がそのまま譲渡されて行き、善意者の手許では附着している抗弁が洗い流されるにすぎず、そこで当初の手形権利と別の内容の手形権利が成立するわけではないからである」

そして河本教授は、このような理論上の首尾一貫性の有無という点では、客観説ないし鈴木教授の折衷説が採用する後説が優れている、と述べられる。私のとる手形理論からは、この点がどうなるか、次章で問題にしよう。<sup>(3)</sup>

2 補充権の内容が明確でない場合には、その白地手形行為の原因関係や手形取引の慣行などを斟酌し、信義則に従い、補充権授与者の通常有すべき意思に従ってその内容を決定すべきものと一般に解されている。<sup>(4)</sup> 思うに手形の授受は原因関係上の債務の支払のためになされることが通常であるから、補充権の内容が原因関係上の債務の内容に対応するのは当然である。なお、前述したように私見では、通説と異り、白地手形の発行により、受取人は直ちに補充権の内容に対応する手形債権を取得する。だからこの手形債権と原因関係上の債権とが対応することになるのである。

3 手形金額のように手形上の権利の内容に関する部分の補充については、その内容を限定するのが普通である、といわれる。<sup>(5)</sup> この命題を私見の立場からコメントするならば、前述したように、金額あるいは満期白地の場合、補充すべき内容が予め確定されている場合や所持人に決定権もしくは選択権が与えられている場合や、さらに受取人を通

して第三者から融資を得る目的で、もしくは融通目的で、振出されるときのように、実質的には受取人に代理権が与えられ、受取人は、かかる実質上の代理権に基いて決定しうる権限を有する場合、がある。<sup>(7)</sup> このうちの最後の場合には、一定の範囲内（例えば金額百万円以内・満期は二ヶ月以降）に限って決定権を与えるのがむしろ普通である。これはあたかも、普通の代理権の場合、代理権の範囲を限定して代理権を授与することがあるのと同様である。

つぎに、受取人の補充については、その内容をあらかじめ限定しないのが普通だとされているが、私見からすれば、さような権利者の指定に関するものについての限定は無意味だと解すべきことは前述した。<sup>(9)</sup>

さらに、白地が振出地や確定日払手形における振出日に関する場合にも、補充の内容が限定されないのが普通だと解されている。<sup>(10)</sup> しかし私見からいえば、このように権利の内容に関係のない記載事項については、よしんばその補充の内容が限定されていても、所持人はこれを無視して補充しえ、白地手形行為者たる振出人は、これを理由に手形債務の支払を免れない、と解すべきであろう。というのは、限定に反する補充があったからといって、支払をなすべき振出人にとって何等不都合はないからである。<sup>(11)</sup>

## 二 補充権の存続

1 補充権は、一旦有効に与えられた以上は、その後において白地手形行為者が死亡または無能力となっても、補充権の効力に影響はなく、また、行為者の一方的な意思表示によって撤回することは出来ない、と一般に解されている。<sup>(12)</sup> 私見の立場からこれにコメントを加えると、補充権を授与して白地手形が振出されると、それによって手形債権が——それは場合によっては真の意味での条件附のこともあるが——発生し、所持人は手形債権者となるのだから、右のごとき事情の発生は補充権の効力に、つまり白地手形に表彰された手形債権の効力に、影響がなく、また、白地

手形行為者の一方的な撤回によって消滅させることができないのは当然である。もっとも、受取人を通して第三者からの融資を得る目的で白地手形を振出すとき場合には、この補充権は実質的には代理権の性質をもつから、民法一一一条の適用が認められるべきであり、本人たる振出人の死亡のほか、代理人にあたる受取人の死亡や禁治産または破産によって補充権は消滅し、さらに、振出人の一方的な意思表示による補充権授与の撤回が認められるべきである。<sup>(13)</sup> 受取人のための融通手形として白地手形が振出される場合にも右に類似した問題を生じるが、これについては後に詳述する。<sup>(13a)</sup>

なお、かように補充権が、すなわち実質的には代理権が、消滅した場合には、白地手形も振出人に返還するべきであるが、たまたまそれが返還されないうちに、不当に補充されて第三者に譲渡されたときは、善意無重過失の第三者は手形法十条の準用によって保護されるべきである。<sup>(14)</sup>

2 補充権を当事者の合意によって消滅させることは可能だと一般に解されている。<sup>(15)</sup> これを私見の立場から言い直すならば、補充権を与えることによって白地手形が振出され、それによって一旦生じた手形債権を当事者の合意によって消滅させることができる、ということである。だから右の合意の趣旨をもって、手形債権は存続させたままで、記載代行権としての補充権だけを消滅させる趣旨と解するのは正当でない。

### 三 補充権行使の効果

通説によれば、補充権の行使、すなわち白地の要件を補充すべく記載すること、によって、白地手形はその時から始めて完成手形となり、補充前になされていた振出、裏書等の白地手形行為は、その時から手形行為としての効果を生じ、その行為者にそれぞれの手形債務を発生させる。従って補充の効果は遡及しない。<sup>(16)</sup> もっとも、補充によって

発生する手形債務の内容は、補充の時より以前に既に手形に記載されている文言に従って定まり、たとえば、既に満期の記載がある場合には、補充によって生じる手形上の債務の時効期間の始期は、補充の時でなく、手形に記載されている満期だとされる。そしてその結果、白地を補充して手形債権が発生した時は、その手形債権は既に時効に罹っていることもありうる。<sup>(17)</sup> また、白地手形を補充して遡求権(「手形債権」)が発生した時は、手形に予め記載されていた満期を基準とした支払呈示期間が既に経過しているために、遡求権は既に消滅している、ということも起りうる。<sup>(18)</sup>

しかし、このような説明は、非論理的だといえないにしても、いかにも技巧的で、理解しにくいものではあるまいか。私見によれば、白地手形行為があつた段階で既に手形債権は発生しており、補充自体は、権利発生の要件でなく、せいで権利行使の要件であるに過ぎない。権利の内容が確定していれば、所持人は未補充のままで、振出人に対して権利行使しうる。<sup>(19)</sup> だから、右にあげた事例は、手形債権は既に発生しているが、その後、所持人が適法な権利行使を怠つたために手形債権が時効にかかつた事例として、あるいは、手続懈怠により遡求権喪失という結果を生じた事例として、単純明快に説明されることになる。<sup>(19a)</sup>

#### 四 補充の訂正・変更

補充によって手形債権が発生すると解する通説の立場からは、一旦補充した後に、これを訂正することができるかが重要な問題となる。訂正が権利内容の変更を生ずると解する余地もあるし、訂正によって権利発生の時期が変更されると解される余地もあるからである。<sup>(20)</sup> 従来判例によると、まず、補充される要件が権利の内容に関係がないときは、問題なく許される。<sup>(21)</sup> とくに受取人白地の手形につき河本教授が次のように説かれるのは概ね正当である。すなわち

「受取人の補充権の内容には限定がないと解すべきであるから、どのような記載がなされようと、正当な所持人によってそれがなされる限り、その時に手形権利は完全に成立する。所持人は手形上の権利者となる。もし裏書の連続を欠くような補充がなされても、それは形式的資格の問題にすぎず、所持人の実質的権利に何の影響もない」と述べ、裏書の連続を与えるような受取人の記載に変更することを認むべしと説かれる。

もっとも、私の立場から考えるならば、受取人欄を補充する前に既に手形債権は発生しているのであり、従って受取人欄に何人の名を補充すべきか、また、一旦記載された名を後に変更しうるか、はもっぱら裏書の連続の有無に関する問題であり、あたかも白地式裏書ある手形の所持人が、裏書の連続をつける必要からいつて、空白の被裏書人欄に何人の名を補充すべきか、また、被裏書人欄に一旦書き込んだ名を、裏書の連続をつける必要上抹消し、あるいは、訂正して別の名を書き込むことができるか、の問題と同じ種類の問題である。

つぎに補充の訂正が金額、満期など権利の内容に関する場合について河本教授は次のように説かれる。すなわち

「補充したがその手形によってまだ権利の行使をせず、他に譲渡もしない間であれば、いったん行った補充を正しい記載に訂正することができる。ただしこの場合は右訂正によって何人の利益をも害するおそれがないからである。しかし一旦補充のなされた手形で権利行使がなされたときはどうか。債務者は補充された記載による権利内容に信頼するという関係が生じる。この信頼は保護されねばならぬ。しかし他方、白地手形所持人が過誤によって正しくない補充をしたことによって手形債務を免れたり（例えば一〇万と補充すべきを五万円と補充したとき）、あるいは支払の猶余を受けたり（例えば二月一〇日と補充すべきを三月一〇日と補充したとき）する結果になるのは妥当でない。しかも債務者のほうでも、自己の与えた補充権の内容については知っているはずである。だから右の信頼も保護するに値しないといえるのであり、所持人は本来の補充権の内容に従って訂正するこ

とは差支えない<sup>(25)</sup>」と。

結論的には私見もこれとほぼ一致するが、私見の立場から説明するならば、補充さるべき内容が予め、例えば金額十万円、満期日二月一〇日と確定しているときは、補充前に既に金額十万円、満期日二月一〇日とする手形債権が発生しているのであり、所持人が偶々五万円、三月十日と記載しても、これは単に権利の外形たる証券にさように記載されただけのことであり、権利の内容がそれによって影響されることはない。さような手形によって権利行使した場合も同様である。比喩的にいえば、十万円の金銭貸借にあたり、借主が誤って書いた五万円の借用証文を貸主が誤って受取った場合に、貸主はやはり十万円の貸金債権を行使しえ、十万円の借用証文への書き換えを請求しうる。また貸主がたまたま旧証文を一旦借主にそのまま呈示して貸金返還を求めた場合も結果は異ならない、というのと同様である。<sup>(26)</sup>しかし、補充権の内容が、所持人に手形債務の内容についての決定権を与える趣旨のものであるとき（例えば、所持人が満期を決定しうる場合、あるいは金百万円か三千ドルかを選択しうるとき）には、一旦所持人が決定の意思表示を振出人又は支払担当者に対してなした場合には、後に一方的にこれを変更しえない<sup>(27)</sup>。その限りで補充の訂正も制限される、といわざるをえない。

## 五 補充権行使の時期

1 合意による制限 (i) 通説によれば、補充権授与にあたり、補充権行使の時期について制限を加えることは差支えなく、この場合に、制限に違反する時期に補充したときは、補充権の濫用になる、という。<sup>(28)</sup>この制限は、明示的でなくとも手形振出の事情から認定されることがある、と解され、かかる趣旨の判例として、通常大判昭一三・四・一六事件が引用される。<sup>(29)</sup>

この判例の要旨は次の通りである。既存の手形債務の消滅時効の完成を妨げる目的でその切換の必要上振出された所謂切換手形であり、かつ満期日を白地として補充権を与えた手形である場合、別段の事情の無い限り、新手形振出の目的に従って補充権行使の時期に関する協定があったものと解すべきであり、かかる手形の補充権は少くとも既存の手形債務が手形法所定の消滅時効に罹るまでに行使すべき定めであったと解すべきだ、とするものである。

私は、この判例が問題にすることが切換手形の場合、補充権行使についての黙示的な定めがあったと解するのは正当でないと思うが、満期白地手形における所謂補充権の時効の問題として、大体同じ結論を認めうると考える。後に詳述する。<sup>(30)</sup>

(四) しかしそもそも、合意によって補充の時期を制限することがありうるのか、疑問なしとしない。白地手形授受の原因関係を区別して論ずべきである。

例えば、満期や金額の白地の手形でも、予め補充すべき内容が確定していれば、私見によれば、その補充すなわち記載より前に既にさような内容に対応した手形債権が発生しているのであって、従って「一定期日までに満期や金額を補充しないともはや補充しえず、その手形債権は消滅する」というごとき合意が成立するということは考えられない。<sup>(31)</sup>

つぎに、満期白地の場合で所持人に満期決定権が与えられ、そしてその行使が一定期日までになさるべき趣旨で補充権行使の期間制限があるかも知れない。しかしさような期間内に行使されないからといって、所持人が既に取得している手形債権（満期決定権が附属する手形債権）が直ちに消滅すると解すべきではない。振出の日に直ちに満期が到来した手形債権として存続すると解すべきであろう。<sup>(31)(32)</sup> なお右の場合の補充権の行使（即ち決定権の行使）は振出人ないし

支払担当者に対する意思表示によってなされるべきであり、単なる記載では効力を生じないと解すべきことは前述した。<sup>(33)</sup> つぎに受取人を通して第三者から融資を得る目的で金額や満期白地の手形を振出す場合および所謂融通手形を振出す場合には、補充権は実質的には代理権であり、代理権行使に時期的制限を附することが可能な限りで、補充権行使に時期的制限を附することも可能である。もっとも、この場合の補充権行使も、単なる補充すなわち手形への記載だけでは足りず、満期や金額を決定したうえでなされる第三者への譲渡によってなされることも前に一言した通りである。<sup>(35)</sup>

## 2 合意なきときの制限——満期の記載あるとき

補充権行使の時期についての、合意による制限が存しないとき、補充権行使の期間は、通説判例によると、その白地手形に満期の記載があるときと無いときとに区別して扱われることになる。満期の記載なきときは、いわゆる補充権の消滅時効が問題になる。項目を別にして次項でとりあげる。

さて、満期の記載ある場合は、判例通説によると、まず、遡求義務者に対して遡求権を保全するためには、支払呈示期間内に補充したうえで、呈示しなければならぬ。つぎに主たる債務者に対する関係では、この者に対する手形債権が消滅時効に罹る前に（だから確定日払の白地手形の場合には、その満期から三ヶ年以内に）補充し請求すればよい。<sup>(36)</sup> なお右の時効期間経過後の補充については、判例は、かかる補充は為しえないと解するの<sup>(37)</sup>に<sup>(37)</sup>対し、多数の学説は、時効は当事者の援用あるときのみ、これによる裁判をなしうるのだから、時効にかかった場合でも補充を認める実益があり、これをその限りで有効と認めて差支えないとする。<sup>(38)</sup> その結果、補充によって手形債権が発生するが、それは発生当時既に消滅時効にかかっている、という事態も起るわけである。<sup>(39)</sup>

私見の立場からは次のようにとらえられる。すなわち、補充前に既に手形債権は発生している、という立場からは、まず、遡求権<sup>11</sup>手形債権も補充前に既に発生しているが、しかしその保全のためには、支払呈示期間内に呈示することが必要である。ところが、遡求義務者に対する関係では、前述したように受取人欄や振出日欄の補充は別として、白地を補充したうえで呈示してはじめて有効な呈示となる<sup>(40)</sup>。従って、結局、遡求義務者に対する関係では支払呈示期間内に右の限度で補充することが必要である。つぎに主たる債務者に対する関係についていうと、私見では、前述のように、自ら白地のまま振出した主たる債務者自身に請求するにあたっては、補充すなわち記載なしに、白地のままで請求しうる場合が少なくない。だからその限りで補充は元来必ずしも必要でない。しかしそれが必要な場合——例えば受取人から金額白地の手形を譲受けた丙もしくは丁が振出人に請求する場合にはその補充が必要であると解する<sup>(41)</sup>——には手形債権が時効にかかる前に補充しておくことが、手形債権を時効にかけないためには必要となる。なお、手形債権が時効にかかったときでも、補充すなわち記載を認める必要が全くなくなるわけではないことは、多数説の説くとおりである。

### 3 補充権行使の時期と利得償還請求権

右に述べたように、多数の学説によると、満期の記載ある白地手形の場合、白地が補充されてその結果手形債権が発生するとき、既にそれが時効に罹っていることもありうる。この場合、時効にかかった手形債権の代りに利得償還請求権が発生する余地がないか、が問題となる。

一般に白地手形と利得償還請求権との関係について次のように説かれている。すなわち、「利得償還請求権の発生のためには、手続の欠缺または時効によって手形上の権利が消滅したことを要するから、権利消滅前に有効な手形が

存在しなければならない。したがって……白地手形の所持人はこの権利を有することはできない<sup>(42)</sup>」と。しかし少数説ながら、「補充していい白地手形でも差し支えなく、すなわち、満期から三年後に補充をしても、手形上の権利はすでに時効にかかっているが、その代り利得償還請求権を取得することになると考えてよいとする有力な説もある<sup>(43)</sup>」。

衡平の見地からするならば、後説がすぐれていると言えるであろう。しかし従来の白地手形理論を前提とする場合には後説を根拠づけることは容易でないように思われる。しかし私見のごとく、白地手形の補充前に既に手形債権の発生を承認する立場からは、後説はその当然の帰結として承認されることになる。

もっとも、後説の立場は、利得償還請求権の発生の要件として——一方で利得償還請求権の性質を手形債権の残存物ないし代償物として見ることによって手形債権に近い性質を有するものとしてとらえ、他方で、手形債権の発生には補充が必要だと解する限り——白地補充を要するものと解しうるであろう。しかし、私見では、白地補充を手形債権発生の要件と見ないのと同様にこれを利得償還請求権の発生要件とも見ない。また同じく原則としてその権利行使の要件とも見ないことになる。なお、満期白地手形の場合に生ずる「補充権の所謂時効消滅と利得償還請求権」の問題については次の項目でとりあげる。

- (1) 鈴木・前掲二一〇頁、升本「手形小切手法論」一三六頁、谷川「白地手形についての若干の考察」商事法務一六六号二二頁以下。
- (2) 河本・前掲「総合判例研究」四〇頁。
- (3) 後述四章六節参照
- (4) 大森・前掲「講座」II六〇頁、伊沢・前掲三六四頁、大隅河本・前掲九九頁。
- (5) 二章一節三(前号二三頁)。

(6) 大森・前掲「講座」II六〇頁、鈴木・前掲二〇九頁。

(7) 二章一節二(前号二一頁)。

(8) 大森・前掲「講座」II六〇頁、鈴木・前掲二〇九頁。

(9) 二章一節五(前号三八頁)。

(10) 大森・前掲「講座」II六〇頁、鈴木・前掲二〇九頁。

(11) 前述したように所持人は振出人自身に対しては白地のままでも請求しうるのだから、かような変更がたとえあっても何等不都合を生じない。補充権が存すること自体は重要だが、実際に補充するか否か、如何に補充するかは、この種の記載事項にとっては重要でない。支払担当者への呈示の場合は、それが有効な呈示となるためには、前述の通り、原則として補充のなされた手形の呈示が必要であるが、しかし、この種の記載事項においては、如何に補充されているかは重要でない。但し實在しなない地や日が記載し補充されているときは、支払担当者をしてさような手形が無効手形だとの疑を懐かしめるから、さような手形の支払呈示は無効と解すべきであろう。

(12) 大森・前掲「講座」II五九頁(註二)、鈴木・前掲二一一頁、伊沢三六三頁。

(13) もっとも、同じ目的で完成手形を振出すときも、実質的には代理権が与えられている——但し金額や満期は予め記載されているから、それだけ実質上の代理人たる受取人が決定すべき範囲は狭くなるが——のだから、振出人からの一方的な撤回が認めらるべきである。

(13a) 後述三節三(二)補論(本号八五頁)参照。

(14) 大判昭和一五・一〇・一五民集一九卷一八〇八頁は、この理を認め、手形法十条を援用する。すなわち、手形法十条は、元来は、白地手形に予め為したる合意と異なる補充をした場合の規定だが、「コノ規定ハ、一旦未完成ノ手形ヲ振出シ受取人ニソノ補充権ヲ与ヘタル後ニ於テ、受取人ニ対スル關係ニ於テハ有効ニソノ補充ニ関スル合意ガ変更セラレ、右補充権ガ制限又ハ消滅セシメラレタルニ拘ラズ受取人ニ於テ擅ニ補充ヲ為シタル場合、ニモ亦適用サルベキモノト解スルヲ相当トス」と述べる。この判例の事案は、乙は甲から金額、受取人その他が白地の手形を受取ったが、それはこれを第三者に割引いて金融を受ける目的のためであった。しかし乙が手形要件を補充せずに手形を持っている間に、甲は乙に金策の依頼を取得し、かつ白地手形の返還を請求し、補充権を消滅せしめた。しかるに丙はこれに応ぜず、勝手に補充したうえ第三者に譲渡した、というもので

ある。

この判例の評価として、次のごとき見解が有力である。すなわち、受取人白地の手形を他で割引くことの依頼のもとに補充権を与えられた乙は、固有の意味での補充権を与えられたのではない、乙は単に甲の使者ないし代理人として、残りの手形要件を記載して手形を完成させ割引先に對して振出す権限を与えられたにすぎない、だから補充権の撤回というより代理権の撤回である。もっとも權利外觀法理により手形法一〇条をこの場合にも類推適用すべきである、と(竹田・民商法一三卷四号、田中耕・判民昭和五年度一〇二事件、河本・前掲「総合判例研究」一六頁)。

思うに、金融依頼の目的で受取人白地の白地手形を振出す場合、これを白地手形として振出す場合と、単に、振出についての真の意味での代理権を与えるにすぎない場合とがありうる。もちろん受任者の名が受取人欄に記載されているときは、前者であること疑ないが、しかし受取人白地ということにさほど大きな意味を与えることは不当であり、受取人白地のときも、通常は前者と解すべきであろう。少なくとも右の有力説のように、これを常に後者だと言うのは言いすぎであろう。しかし前者の場合でも、実質的には代理権の授与と同じ意味を有するのだから、これに準じて扱うべきであり、だから一方的な撤回も可能となる。いずれにせよ手形法一〇条の類推適用は正当である。

(15) 註(14)所掲の判例および大森・前掲「講座」II五八頁、田中誠・前掲「評論」上四七七頁参照。

(16) 大森・前掲「講座」II五一頁、鈴木・前掲二〇四頁、伊沢・前掲三六九頁、田中誠四七〇頁。

(17) 鈴木・前掲二一二頁、河本・前掲「総合判例研究」六〇頁。

(18) 補充の効力は白地手形行為時に遡ると解する説もある。薬師寺博士は、この説を主張するにあたり「この考えは手形の形式的成立以前に手形債権の成立を肯定するから手形の設権証券性と矛盾すると非難する者があるけれども」遡及効を認めないと種々の不都合を生じると述べ、例えば、元來債権発生せずして利息の生ずべき筈がないから、不遡及説によると白地補充の日から手形利息を請求しうべきも振出の日から之を請求しうる理由を見出しえない。また、不遡及説によると、満期後に白地手形が補充された場合、手形債権のまだ存在しない時から手形債権の時効が進行することを説明しえない。また、不遡及説だと、振出人が白地手形の満期後に於て所持人に対して有する消費貸借上の債権を第三者に譲渡し、所持人に対して債権譲渡の通知を発するとさは、其後において所持人が白地手形を補充するも、相殺適状を生じないから、所持人は債権の譲受人に對し相殺をもって對抗しえない、という不都合な結果を生じる、と述べられる(薬師寺「白地手形論」法曹会雜誌一二卷六号五七

頁以下)。多数説は非遡及説をとりつつ、しかし手形債務の文言性を援用して遡及効説と同じ結論を導こうとするわけであらう。しかし文言性という曖昧な觀念では——この觀念については上柳「手形の文言性」手形法小切手法「講座」Ⅰ六〇頁以下参照——割り切れないものが残るのではないか。もっとも、私は遡及効説をとろうというわけではない。しかし、遡及効説は、補充前に手形債務の発生を認めようとする私見の立場により、近いといえよう。

(19) 二章一節三、四（前号二三頁、二九頁）参照。

(19a) 学説は一般に「白地手形行為者の能力の有無や、代理権の有無などは、白地が補充された時でなく、当該白地手形行為の時を標準として決すべきであり、かく解することは補充の効力の非遡及性と矛盾しない」と説く（鈴木・前掲二〇四頁、大森・前掲講座Ⅱ八二頁）。しかし、この説明は至極わかりやすいとは言えないのではないか（現に和歌山地判昭和二八年六月六日下級民集八二三頁は補充時を標準とすべしといひ、また、この判決を支持する学説もある。例えば田中（誠）・前掲上巻七四一頁）。なお、私見の立場からは、通説の採用する結論を単純明快に導き出しうることは、いうまでもない。

(20) 升本博士によれば、一旦記載したあとでこれを変更するのは一種の変造になる。そこで「白地署名者は補充により手形完成後は、変造の場合に準じて手形責任を負うものと解する」しかも、変造の抗弁は物的抗弁であるから「既存記載事項の無断変更を理由とする抗弁は、嘗に変更者及悪意取得者に対してのみならず、善意の手形取得者に対しても之を對抗しうる（升本・前掲「本質論」法学新報四二巻十二号四八頁以下）。かような結論の妥当性は甚だ疑問である。

(21) 大判大一・七・一三民集二巻四八四頁、大判大一三・四・四新聞二二六二二二頁、河本・前掲「総合判例研究」六九頁。

(22) 河本・前掲「総合判例研究」七一頁。

(23) 白地式裏書の場合には、白地の被裏書人欄が白地のままで裏書の連続がある（手形法一六条一項）。

(24) 二章一節五（前号三八頁）。

(25) 河本・前掲「総合判例研究」七二頁。

(26) 二章二節二・四（前号五〇頁）参照。

(27) 二章一節二補論1参照。

(28) 鈴木・前掲二二頁、大森・前掲「講座」Ⅱ六二頁。

- (29) 民集一七卷七二〇頁。
- (30) 三章三節五(本号八九頁) および四章五節。
- (31) 前述一章二節四(前号一五頁) 参照。
- (32) 満期決定権を行使しうる時期として逆に極めて長い期間が(例えば振出の時から十年間)定められていた場合、時効消滅との関係が問題になる。これについてすでに一章二節四(前号一五頁)で述べたところを参照せよ。
- (33) 二章一節二補説1(前号二二頁)。
- (34) 二章一節二(前号二二頁)、一章二節五(前号一八頁) 参照。
- (35) したがって厳密に言えば、譲渡の当時白地補充の記載がたとえ無くても、譲受人にその記載を委ねればよいことになる。
- (36) 大森・前掲「判例手形法」一七一頁所掲の判例を参照せよ。
- (37) 大判昭一五・三・一九評論二九卷商一七八頁。
- (38) 河本・前掲「総合判例研究」六二頁、鈴木前掲二一二頁、薬師寺・前掲「白地手形論」法曹会雑誌一二卷六号五二頁。
- (39) 三章二節三(本号七〇頁)。
- (40) 二章一節四補論3(前号三五頁)。
- (41) 二章一節四補論2(前号三四頁)。
- (42) 浜田「利得償還請求権」・手形法小切手法講座5卷一三三頁、伊沢・前掲二三五頁。
- (43) 鈴木・前掲三一頁、薬師寺・前掲法曹会雑誌一二卷六号五二頁。

### 第三節 補充権と時効<sup>(1)</sup>

#### 一 総説

通説・判例は、白地手形に満期の記載がないときは補充権の時効が問題になるという。それに反して満期の記載が

あるときは、補充権の時効を問題にしない。<sup>(1a)</sup>

さて、補充権と時効に関しては、前に紹介したように、多くの学説が対立し、互に争っている。<sup>(2)</sup> この問題についての私の見解は、既に他の学説を批判する過程の中で（二章二節）——白地手形および補充権の本質については、通説の見解を前提にしつつ——大体の所を述べたが、重要な問題であるだけに多少の重複をいとわず、白地手形および補充権の本質についての私見を前提にして、改めてまとめておこう。

## 二 債権時効説の立場をとる

私見では第一に、単なる記載（代行）権としての補充権自体が時効にかかることはない。白地手形に表彰されている手形債権——これは白地手形の補充前に既に発生し、その内容は補充権の内容に対応する——だけが時効にかかる。なお、記載権としての補充権は、私見によれば、前述のように、手形債権に完全な証券上の外形を生ぜしめうる権利であり、手形債権に附属する。<sup>(3)</sup> 手形債権は時効にかかってもらってもそれによって完全に消滅するわけではなく、また、利得償還請求権が手形債権の時効消滅後これに代って発生することもありうるので、手形債権が消滅時効にかかった後も——記載権としての補充権を行使する必要があるかどうかは別として——それを行使しうる。<sup>(4)</sup>

かように記載権としての補充権自体は時効にかからぬと解するところから、手形に満期が記載され他の要件が白地の手形と、満期自体が白地の手形とを統一的に——すなわち、いずれも手形債権の時効の問題として——扱うことになる。以上の点は、前述第二説（債権時効説）と一致し、通説判例のとする第一説（補充権自体時効説）と異なる所である。

## 三 時効の起算時と完成時

第二に、白地手形に表彰された手形債権について、いつ時効が進行し、いつ時効が完成するかは、満期が手形に記

載され、他の要件が白地の手形と、満期自体が白地の手形とを區別して論ずべきであり、また、後者については、とりわけ満期白地手形授受の当事者間の実質關係により區別して——換言すれば、通説のいう意味での満期補充権の内容により區別して——考察すべきである。

1 満期の記載ある白地手形では、そこに表彰されている手形債権の満期は、それに記載されている満期と一致する。だからそれに記載されている満期を基準として、その時効が進行する。

2 満期自体が白地の手形の場合については場合をわけて考察すべきである。

(イ) 補充さるべき日が予め確定しており、その記載が所持人に委ねられているにすぎないとき、その白地手形に表彰された手形債権の満期は、その予め確定されている満期日である。だからこの日を基準に時効が進行する。

右にいう予め補充すべく確定された日が昭和四八年三月一〇日とする。もし所持人が満期日を昭和五一年三月一〇日と補充しても、所持人の右白地手形の振出人に対する手形債権は四八年三月一〇日に時効が進行する。しかし所持人が右のように補充した手形を裏書譲渡したとすると、手形法一〇条が適用され、善意無重過失の譲受人は振出人に対し、その手形債権の時効が進行する日を昭和五一年三月一〇日として対抗することができる。但し、右の事例で所持人が満期を補充することなしに、単に補充すべき満期日が昭和五一年三月一〇日だと称して裏書譲渡したに過ぎないときは、後述するように、私は、手形法一〇条の適用は認められないと解する。<sup>(6)</sup>

(ロ) 成否未定の事実が発生したときの日を、もしくはそれから一定期間が経過した後の日を満期日として補充すべき趣旨で満期白地手形が振出されたときは、かような日を満期とする条件附手形債権が発生する。従って条件成就によって確定的に生じる手形債権のその満期日は右の日であり、その日を基準にして時効は進行する。

この場合にも、前述の(4)後段に述べたと同様の問題（手形法十条の問題）が生じる。

(ハ) 所持人に満期を決定しうる権限を与える趣旨で満期日が白地になっているとき（例えば振出人が受取人から借金をするにあたり、貸主が弁済期を自由に決定しうる約束があり、かような金銭債務の支払を目的として満期白地の手形が振出されたとき場合）、第一に所持人は直ちに、振出のあったその日を満期日と定めて手形債権を行使しうる立場にあるから、その限りで、振出の日に既に満期の到来した手形債権が表彰されているものとして扱ってよい。

〔補説〕 右の点をもう少し正確にいうと、振出日も満期日も共に白地のとき、もしくは、記載されている振出日が、実際に振出された日より前になっているときは右の通りであるが、もしも振出日が実際に振出された日より後の日付になっているときは、その日付の時以後になってから直ちに権利を行使しうる趣旨と解しうるから、その日付の時に満期の到来する手形債権が表彰されることになる。

しかし第二に、所持人は右の手形債権の効力として、満期決定権を有する。すなわち、振出人に対する、もしくは、支払担当者に対する意思表示により満期決定をなしうる。その方法については前述した。<sup>(7)</sup>そして一旦かかる満期決定がなされると、そこで決定された満期が、当該手形債権の満期となるから、その満期を基準として、手形債権の時効が開始する。

しかし第三に満期決定の意思表示がなされないまま、振出の時から一定期間が経過し、その結果、満期決定権を生ぜしめている基本たる手形債権（前述したように、通常、振出の日を満期として扱われる手形債権）自体が時効にかかる、もはや満期決定権自体も時効消滅することになり、従って、その後満期決定の意思表示をしても、振出人が時効を援用すると、その意思表示は無効となる（時効援用と無関係に当然に無効となるわけではない）。従って振出人は所持人に

対して手形債務の支払を拒みうる。

ここでも前述の(4)の後段に述べたと同様の問題(手形法十条の問題)を生じる。

第四に、右にいう、振出の日を満期日として扱われる、振出人に対する手形債権が時効消滅した場合、これに代つて振出人に対して利得償還請求権が発生する場合が少くないが、もし利得償還請求権を手形債権に代るものと見て、手形債権と同様に扱うべきであるならば、所持人は利得償還請求権が時効にかかるまで、満期決定の意思表示を有効になしうる、と解してよさそうである。ところで判例通説によると、利得償還請求権は五年で時効にかかることとなるから、結局手形の満期から計算すると八年後にそれは時効にかかる。従つて振出の日を満期日として扱い、それから八年以内に所持人は満期決定の意思表示をなせばよいかのように見える。

利得償還請求権については、その本質如何およびこれをめぐる諸々の法律關係如何は手形法の中で最も困難な問題の一つであり、後に第四章で詳論するはずであるが、ここで結論だけを述べると、私見によれば、手形債権が時効消滅した際に発生する利得償還請求権の性質は、実質上の最終的義務負担者に対する手形債権そのものであり、手形債権と利得償還請求権は、あわせて、普通の商業債権と同じく、満期から五年で時効にかかる。このような考えを右の問題に適用するならば、次のようになる。即ち満期決定権を所持人に与える趣旨で振出された満期白地の約束手形においては、所持人は振出の日から五年経過する前に満期決定の意思表示をなすべきである。

従つてこの限度で、右の第三に述べたところは修正されることになる。

(二) 受取人を通して第三者から融資を得る目的で金額、満期を白地にし、さらに多くは受取人も白地で振出す場合があるが、このときのいわゆる補充権の内容は実質的には代理権である。受取人は通常の白地手形の振出の場合と同

じく、手形債権を取得する形式をとるが、実質的には代理権を与えられ、第三者への譲渡によって振出人に手形債務を負担させるべき地位にある。<sup>(10)</sup> 受取人に与えられた、かかる補充権すなわち実質上の代理権は、あたかも代理権が時効にかからぬと同様に、時効にかからない。受取人は振出人に対して形式上は手形債権を有するも、実質的には代理権にすぎないのだから、その手形債権の時効消滅は問題にならないのである。<sup>(11)</sup>

かように補充権は消滅時効にかからないがその代り、かかる補充権は、——今まで述べた(イ)(ロ)(ハ)の場合とは異り——代理権の場合と同様に一方的に撤回しえ、当事者の死亡など一定の事由により消滅し、またその行使すべき期間の制限について予め約定される場合が少くない。これらの点は前に述べた通りである。<sup>(12)</sup>

なお、いわゆる融通手形として白地手形が振出される場合も右の場合に類似した性質を有する。

〔補論〕 例えば乙が丙から将来融資を得るにあたり、甲が、乙の丙に対する債務について保証する目的で、金額や満期を白地にして乙を受取人とする約束手形を振出し（その際、金額については最高限度が約定されるのが、普通である）、そして後日、丙から融資を得た乙が白地を補充して丙に裏書譲渡する。

このような場合、白地手形を振出した甲は受取人乙に対して実質上は何等手形債務を負担しないのであり、乙から丙に裏書譲渡されてはじめて、甲は丙に対して実質的にも手形債務を負担するに至る。この関係はあたかも、将来丙から借金する乙のために、甲が保証人となることを乙に承諾し、甲丙間の保証契約締結についての代理権を甲から乙に、金額や満期の決定も委ねつつ与えたのと同様である。だからかような融通手形の場合の補充権は実質的には代理権の性質を有する。<sup>(13)</sup> そして補充権授与の際の、金額についての制限の定めは、かかる代理権の範囲の制限の意味を有し、また、補充権行使の期間を制限する定めは、代理権行使についての期間の制限の意味を有する。以上の点において、融通手形の振出は、受取人を通して第三者から融資を得るための

手形の振出の場合と基本的に共通した性格を有する。しかし前者は後者と異って、甲の乙に対する補充権の授与、すなわち実質上の代理権の授与は甲自身の利益のためでなく、むしろ乙の利益のためである。従って、この場合の補充権、すなわち実質上の代理権は正当な理由なしに一方的に撤回することはできない<sup>(14)</sup>。しかし融通手形の振出人と受取人の間は個人的な信頼関係で結ばれているのだから、後者におけると同様に民法一一一条一項の代理権の消滅原因についての規定を準用すべきであろう。即ち、実質上の本人たる振出人の死亡、あるいは実質上の代理人にあたる受取人の死亡、禁治産又は破産によって、実質上の代理権たる補充権は消滅する、と解すべきであろう<sup>(15)</sup>。

(附) 以上述べた(イ)(ロ)(ハ)のうち(イ)(ロ)は前述第二説(債権時効説)とりわけ上柳説に一致しよう。(ハ)は第二説と異り、むしろ結果的には第一説(補充権自体時効説)に多少とも類似する。もともと、第一説で五年以内に補充権を行使すべしという場合の行使は、単なる記載で足りるのに対し、私見において五年以内にいわゆる補充権を行使するとは、その期間内に満期決定の意思表示をなすことを意味する点で重要な差は存する。最後に(ニ)については前述第三説(合意説)に類似することはいうまでもない。

#### 四 遡求義務者に関する時効

以上は約束手形の振出人と所持人との間の関係(一般的には主たる債務者と所持人の関係)を中心に考察したが遡求義務者に対する関係は別に考察することが必要である<sup>(16)</sup>。満期日白地の場合が特に問題となる。

1 甲が乙に満期日白地で約束手形を振出したが、特定の日(三月一日)を満期として補充すべき定めがあったとしよう。乙から丙への裏書にあたって満期日白地のままであったが、右と異なる日(二月一日)を満期とする約定があったとする。丙の甲に対する手形債権の満期は——補充の前後をとわず——三月一日となるが、丙が乙に対して遡求権

を行使する関係では、満期が二月一日という前提のもとに、遡求権保全のための支払呈示期間や時効期間が計算される。これは手形行為独立原則の当然の帰結であろう。

2 問題は甲が乙に満期白地で、所持人に満期決定権を与える趣旨で約束手形を振出し、また、乙が丙にさような趣旨で満期白地の手形だとして裏書譲渡した場合である。丙の甲に対する手形債権の時効については既に述べた通りだが、丙の乙に対する遡求権の関係はどうなるか。

さて、丙と甲との関係を考えるにあたって、前述のように、右のような満期日白地手形をもって振出の日に直ちに満期の到来した手形と同様に扱う、<sup>(18)</sup> ということ考察の出発点においた。そしてさような手形債権が時効消滅するまでに満期決定の意思表示をなすべきだ、とした。

これと同じ推論を乙の遡求義務に当てはめると次のようになる。すなわち丙は裏書を得たあと、直ちに満期日の日付を裏書のなされた当日と同じに決定しえ、<sup>(19)</sup> 直ちに権利行使をなしうる。つまり甲の支払拒絶があると直ちに丙に遡求しうる。従って丙の乙に対する遡求権に関しては、裏書の日を満期日とみなして、それから一年で（手形法七十七条・七〇条）丙の遡求権は時効に罹る。<sup>(20)</sup> しかし、これが時効に罹る前に丙が満期決定の意思表示をしていたならば、<sup>(21)</sup> それによって決定された満期を基準にして、遡求権行使の際の支払呈示期間や遡求権の時効の起算日が計算されることになる。これに反し、裏書日を満期日とみなして計算した遡求権の時効完成の日より後に満期決定の意思表示がなされたときは、遡求義務者が時効を援用する限り、その決定は遡求義務者に対しては無効となる。遡求権行使の際に基準となるべき満期を決定すべき決定権は、遡求権を前提とし、且つ、その効力として存在するからである。

右の推論に対しては次の異論があるかも知れない。すなわち、右に述べたように遡求義務に関して、裏書日を満期

日として扱うならば、丙はその満期日を基準として計算した支払呈示期間に呈示しないと遡求権を失うはずだ（手形法七七条・五三条）<sup>(22)</sup>と。しかし、手続懈怠により遡求権を喪失することの実質的な根拠を考えると、右の場合に右条文を適用するのは全く不当である。

〔補論〕 右条文の根拠を次のように解すべきだと思う。遡求義務者は一般的にいつて、所持人が満期日から一定期間内に支払呈示をするだろうという期待をもっているといつてよい。そして所持人が、もしこの期待に反し、適時の支払呈示を怠った場合には、遡求義務者は、所持人に対して次の主張をなしうる。すなわち「もし適時に呈示したなら、支払人は支払ったであろう。そしてその結果遡求義務は消滅したはずである。だから所持人は適時の呈示を怠った場合、これと同じ地位を——つまり遡及義務の消滅を——承認すべきである」と。<sup>(23)</sup>ところが右事例の遡求義務者乙は、丙に満期決定権を与えつつ裏書譲渡しているのだから、かような期待は——裏書の日から三日の間に支払呈示がなされるべしとの期待は——有しておらず、従つてこれを保護することは全く問題にならない。

3 右の2に述べたところを、所持人に満期決定権を与える趣旨で振出された、未引受の満期日白地の為替手形および振出日白地の小切手の補充権（すなわち満期決定権および振出日決定権。後者も実質は前者に同じ）の場合について<sup>(24)</sup>当てはめるならば、次の結論が導かれることになりそうである。すなわち、為替手形振出人に対する関係においては所持人は振出の日から一年以内に（手形法七〇条二項）満期決定の意思表示をなすべく、また、小切手振出人に対する関係では振出の日から六ヶ月内に（小切手法五一条一項）所持人は振出日決定の意思表示をなすべきであり、それを経過した後に夫々の決定の意思表示がなされたときは、いずれも振出人はその効力を否認し、支払を拒むことができる、ということになりそうである。

しかしながら、私は前に一言しました、第四章で詳述するとき、利得償還請求権についての考え方からして、右の場合いずれも、所持人は振出の日から五年以内に、それぞれ満期決定の意思表示もしくは振出日決定の意思表示をなせばよい、と解する。というのは、未引受為替手形の振出人および小切手振出人は、私見によれば、実質上の最終的義務負担者だからである。<sup>(25)</sup>

## 五 具体的事例

おわりに、私見による解決の具体的事例を示すために、前掲の書替手形に関する判例の事案について検討しよう。<sup>(27)</sup>

書替手形の性質をどう考えるべきかは、それ自体大きな問題だが、ここでは要点だけを結論的に述べるなら、旧手形と新手形（書替手形）との間には、少なくとも実質上の同一性があるのであって、<sup>(28)</sup>実質的に同一の手形債権を表彰したものと見ることができると、本件の旧手形所持人は、その手形に表彰されている手形債権の満期を延長させ、新たな満期を決定しうる権限を有している、と解すべきである。その新たな満期は書替手形に記載されることが予定されているわけだが、新たな満期を書き込まれた新手形と旧手形とにそれぞれ表彰されている手形債権は、実質的に同一性を有するのだから、旧手形には元のままの満期が記載されていても、そこに表彰された手形債権は、新手形に表彰された手形債権と同じように満期が変更されているのであり、だから旧手形に関しては、証券の記載と実質的な権利の内容との間に不一致があることになるのである。

さて、かように本件手形所持人が、手形債権の満期を延長させ、新たな満期を決定しうる権限を有する、と解する場合、その権限は、手形債権に附属し、その効力として存在するものなのだから、手形債権とともに時効消滅すべき関係にある。<sup>(29)</sup>従って手形債権者が、それが時効にかかる前になした満期決定の意思表示は有効で、従来の満期（旧手

形に記載された満期)は、それによって変更される。しかし、手形債権が既に時効にかかった後に満期決定の意思表示をしても、手形債務者が時効を援用すれば、それは無効となる。

以上のように解するならば、判旨が、旧手形の手形債権が時効にかかるまでに新手形に満期を補充すべき暗黙の合意で満期白地の書替手形が交付された、と述べているのは、結果的に見れば、私見の立場とかなり近い、といえよう。もともと、判旨は右の時効期間としては旧手形の満期を起算日として三年を考えているが、私見において、所持人が満期決定の意思表示をなすべき期間は、利得償還請求権をも併せて、旧手形の満期から五年間となる。

なお、本判旨のごとき、満期白地の場合における、補充権行使期間の合意を有効と解する見解、については既にまえに批判を試みた<sup>(30)</sup>。

- (1) 「補充権の時効」という表現は前述第一説(補充権自体時効説)の立場からは是認されるが、第二説(債権時効説)や第三説(同意説)の立場からは不当である。したがってこの表現の代りに本文の表現を用いる。
- (1a) 前者の場合に補充権が時効にかかるなら、後者の場合も時効にかかることと首尾一貫しない、との批判がなされていることについては、前述一章一節一(前号五頁)参照。
- (2) 一章一節(前号五頁)参照。
- (3) 二章二節二(前号四八頁)参照。
- (4) 三章二節五三(本号七五頁)参照。
- (5) 二章一節二(前号二〇頁)参照。
- (6) 三章四節六(本号九七頁)参照。
- (7) 二章一節二補論1(前号二二頁)参照。
- (8) 浜田「利得償還請求権」手形法・小切手法講座5一六一頁。
- (9) 受取人白地のときは、形式的にも代理権授与と見るべきか、の問題については、前述三章二節二註(14)(本号七七頁)参照。

(10) 同じ目的で完成手形を振出す場合も、実質は代理権の授与である。完成手形振出の場合と比べ、白地手形振出の場合には満期や金額についても受取人が決定しうるから、それだけ実質上の代理権の範囲が広がる。

(11) 一章二節五（前号一七頁）参照。

(12) 三章二節二（本号六九頁）参照。

(13) 同じ目的で完成手形が振出された場合についても同じことがいえる。その差異について註（10）で述べたと同じことが当てはまる。

(14) 川島・前掲「総則」三六一頁、来栖「契約法」五五一頁参照。

(15) 三章二節二（本号六九頁）参照。

(16) これは第二説（債権時効説）を採る場合に生ずる難問だ、という河本教授の指摘については一章一節二（前号七頁）参照。

(17) 白地のままの譲渡のときは、白地の要件に関する限り、原則として白地署名者は善意の譲受人に対しても補充権の内容を対抗しうると解する。後述三章四節六（本号九七頁）参照。

(18) 本章本節三（本号八二頁）参照。

(19) 理窟としては、振出日以降裏書より前の日付を満期日として決定することも——實際上起るかどうかは別として——可能である。しかしその場合には裏書は期限後裏書となり、従って遡求義務は発生しないことになる。だから遡求義務の発生を前提にしてその時効を考えるにあたっては、右のごとき場合を考慮に入れる必要はない。

(20) もし、振出日として記載されている日付が裏書のなされた日より後のときは、丙は振出の日付より後の日付を満期日と定めて、その時以降權利行使しうる趣旨と解すべきだから、その時つまり振出の日付から一年で遡求権は時効にかかる、というべきである。

(21) 本節三（本号八三頁）参照。

(22) 大隅河本・前掲六〇九頁は、第一章註（14）（前号一〇頁）に引用した上柳教授の説に対する疑問として、遡求権は「まず適法な呈示があって、それに対する支払拒絶によって始めて成立するものである。それにも拘らず、このような権利が補充権においてすでに実質上即時に請求しうる状態にあることに困難はなからうか」といわれる。この疑問は、私の見解についても提出しうるものでこれに答えたい。時効の起算点としての「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」を何時と解すべきか、という問題に

対する解答としては、本文に述べたような理由から裏書譲渡を得たときと解せざるをえない。もし、現実に支払呈示して拒絶された時を起算点とするなら、所持人の意思で起算点をいくらでも後に繰り下げることが出来て不当である。

(23) かように解することによって、遡求手続懈怠の場合に生じる利得償還請求権の意味も理解しうる。詳細は後述四章五節参照。

(24) 上柳教授は第二説(債権時効説)の立場から、この問題に解答を出されている。第一章註(14)(前号一〇頁)参照。当然のことながら私見とは同じくはない。

(25) 本節三(2)の第四(本号八四頁)参照。

(26) 甲が乙のために融通目的で約束手形を振出した場合、乙は実質上の最終的義務負担者である。

(27) 本章二節五(1)に掲げる大判・昭一三・四・一六事件(本号七二頁)参照。

(28) 吉永「手形の書替」手形法・小切手法講座4一九二頁以下。

(29) 本節三(2)ハ(本号八三頁)参照。

(30) 本章二節五(1)ウ(本号七三頁)参照。

## 第四節 白地手形の流通と補充権の濫用

一 総説 白地手形は、私見によれば、まえに述べたように、白地が補充される前から既に、手形債権とそれに附随する記載(代行)権としての補充権を表彰する。そして両つの権利の関連についていえば、白地手形に表彰された手形債権は、完成手形の場合と異って、その権利の外形としての証券の記載が完全になされていない。そこでこれを完全にさせる権利が記載権としての補充権なのである。かかる白地手形は、完成手形と同様な方法で譲渡することが認められている<sup>(1)</sup>。しかしその効果については、完全な権利の外形を具えていない手形債権がそれを通して譲渡されるた

めに、完成手形の譲渡の効果と異るところを生じる。

**二 移転の方法** まず、受取人の記載ある白地手形の場合は、完成手形と全く同じ方法で譲渡される。通常の譲渡裏書によって譲渡される場合、手形行為独立の原則との関係から特別な問題を生じる。

例えば、実際には十萬円の補充をなしうる金額白地の手形を甲が乙に振出し、乙は金額を補充しないままで、二十萬円の補充権があると称して丙に裏書譲渡したとする。丙はその善意悪意を問わず、甲に対しては十萬円の手形債権を取得し、乙に対しては二十萬円の遡求権<sup>(2)</sup> 手形債権を取得する。従って甲に対する関係では、手形金額として十萬円を記載する権限を有するが、乙に対しては、二十萬円を記載する権限を有する。だから二十萬円と記載しても、甲に対しては不当補充であり、十萬円の請求しかなしえない。満期白地の手形を裏書譲渡するときも同様な問題を生じる。<sup>(3)</sup>

つぎに、受取人白地の手形の振出を受けた者は、あたかも白地式裏書の被裏書人と同様に、その白地を補充しないまま裏書譲渡しえ、あるいは、白地のまま単なる引渡によって譲渡しうる。さらに、白地の受取人欄に譲受けようとする者の名を記載して譲渡することもできる。<sup>(4)</sup> その他、受取人白地手形については前述したところを参照せよ。<sup>(5)</sup>

**三 善意取得および人的抗弁の切斷** 補充前の白地手形においても、通説によれば、善意取得および抗弁切斷が認められる。<sup>(6)</sup> なお、抗弁の切斷を考えるにあたり、直接の当事者なりや否やは白地手形の現実の授受の当事者なりや否やを基準にすべきである。だから受取人欄白地の手形が単なる交付により転々譲渡された場合の最後の取得者が自己の名をもって受取人欄を補充したとしても、この者と白地振出人との間には直接の関係はない。<sup>(7)</sup> もっとも、このことは、受取人白地の振出をもって白地式裏書と同じ性質を有するものとする立場からは当然のこととして理解しうる。<sup>(8)</sup>

さらに私見をつけ加えるならば、白地手形においても、その権利の帰属者の交代である譲渡の方式は、完成手形におけることとは異ならず、また他面では権利の帰属者をめぐる動的取引安全の保護の要請が存することも、白地手形の場合と完成手形の場合とで異なるところはない。従って白地手形の譲渡においても、完成手形の譲渡におけると同じく善意取得（手形法一六条二項）が認めらるべきは当然である。けだし善意取得は、権利の内容や存続に関するものでなく、権利の帰属者に関する取引安全の制度だからである。

それに対して、権利の内容や存続が問題になっている人的抗弁切断の問題（手形法一七条）においては、白地手形の譲渡におけると完成手形の譲渡におけるとで多少の差異を生ぜざるをえないと思われる。けだし——確定日払手形における振出日の記載や振出地の記載のごとき、権利内容と関係のない記載事項が白地のとときはあてはまらぬが——権利の内容に関係のある記載事項とりわけ金額の記載の欠けた白地手形の場合には、権利の実質的な内容を外形上に表示すべき証券の上の記載が欠けており、しかも他方では、人的抗弁切断の法理には、権利の存続や内容に関して、証券上の記載を信じて取引した者を保護する、という取引安全の趣旨が、少くとも一部は含まれているからである。<sup>(9)</sup>このことは便宜上後に説明する。<sup>(10)</sup>

四 白地手形と除権判決 白地手形を喪失した場合、喪失者は公示催告による除権判決を得ることができる、と解されている（通説判例）。ところが、除権判決の効力に関し、(i) 一方で除権判決を得ても、これに補充することができないから、履行の請求ができないので、単に喪失した白地手形の取得者の権利行使を妨げる意味しかない、とする説があり、他方では、(ii) 同じく除権判決だけでは権利行使をなしえないことを前提にしつつあるいは(i)義務者に対して白地手形の再発行を求めうるものと解し、又は(iii) この場合の補充は手形外の意味表示でよいと解し、これらの方法に

よって権利行使が可能になる、とする説があつて対立している。<sup>(12)</sup> 最判昭四三・四・一二判決<sup>(13)</sup>は「除権判決によつて当該白地手形が復活するわけではないから、そのみでは白地を補充して手形上の権利を行使するによしないものというべきであり……白地を補充する旨の手形外意思表示をしたからといって、これにより白地補充の効力を生じたものとすることはできない」と判旨した。この判旨は(四)(ii)説を否定したことは確かだが、(四)(i)説をも否定した趣旨かどうかは明らかでないから、必ずしも(イ)説をとつたとはいえないと評されている。<sup>(14)</sup>

いずれにせよ、結果の妥当性からいうと除権判決を得た喪失前の所持人が権利行使をなしうることを是認するのが適當であることは疑ない。しかし、権利行使をなすにあたつて右(i)の方法をとることは迂遠であり、他方右(ii)の方法については理論的な説明が困難(というのは、手形外意思表示による補充が、白地手形を所持している者には認められないのに、白地手形を喪失して除権判決を得た者には認められることの理論的根拠が明らかでないから)だとされている。<sup>(15)</sup>

私見の立場からいえば、前述のように白地手形所持人は、権利内容が確定している限り、白地を補充しないままで、白地手形を自ら振出した振出人に対して権利行使しうる。<sup>(16)</sup> この見解に従うなら喪失前の所持人は除権判決だけで権利行使しえ前述の(i)や(ii)のごとき手段をとる必要すらないことになる。

## 五 補充権の濫用

1 まず、金額・満期など権利の内容に係る記載事項が白地の場合について考察すると、所持人がそれらの事項について不当補充した場合は、私見では、——補充前に既に手形債権の発生を認めるから——本来、所持人の有している手形債権に照応した証券上の記載(すなわち権利の外形的な表示)がなされなかった場合に相当する。従つて不当補充によつて直ちに権利自体が影響を受けることなく、所持人は本来有していた権利を、また、そのみを、行使し

うるのは当然である。但し、かように不当補充された手形がさらに流通におかれた場合、かような権利の外形を信頼して取引した者の保護がはかられる。それが手形法十条の趣旨であることは、いうまでもあるまい。

なお、ここでも手形行為独立の原則によって、不当補充した手形を裏書譲渡した者は、その記載内容に従って遡求義務(＝手形債務)を負うことになる。

2 つぎに権利の内容と関係のない記載事項である確定日払手形の振出日や振出地の記載について考察すると、これらの点については、当事者が補充すべき内容について予め制限を加えるということが実際上なされないのが普通で、従って不当補充の問題は通常起らない、と説かれて<sup>(17)</sup>いる。しかし、これらの記載事項については、たまたま予め当事者がその内容を制限ないし指定していることがあっても、それを無視してよい、だから結局、不当補充の問題はそもそも生じない、と解すべきではなからうか。けだし、ここで問題になっている記載事項は、権利の内容に関係のない事項なのだから、たとえ制限に反する補充があっても、それによって手形債務者の利益を害することにならないから<sup>(18)</sup>である。

3 同じことは権利の帰属者の表示である受取人の記載についてもいえる。のみならず受取人の記載にあたっては、裏書の連続を保たせるための考慮が必要であり、そのためには、たまたま予め受取人の記載についての指定があっても、これに従うことができなくなる(すなわち「不当補充」をせざるをえなくなる)ということも起りうる。例えば乙が甲から受取人白地の約束手形の振出をうけるにあたり、受取人欄に乙の名を補充すべき合意があったとしよう。乙が丙に単なる交付によって譲渡し、丙は丁に記名式の裏書譲渡したとしよう。所持人丁は裏書の連続を保たしめるためには、受取人欄に丙の名を記入せざるをえないのである。かような事態が生じるのは、結局のところ、受取人白地手

形の振出が白地式裏書と同じ性質をもつことから来ているのである。

いずれにしても受取人白地の場合は、前述の2の場合と同様、あるいはそれ以上の必然性をもって、予め定められた指定に反する補充をしても、それによって債務者の利益に反することはなく、従って不当補充ということがそもそも成り立ちえないと考える。<sup>(19)</sup>

4 なお、客観説の立場からは、補充権を元来内容的に無制限なものと解するから、手形法十条をもって、手形法十七条の人的抗弁切断に関する規定と同趣旨のものと見ることは前述した。<sup>(20)</sup>

また、主観説に立つ判例・通説は、補充権消滅後に所持人によって不当補充された手形が流通におかれた場合にも、さらには、振出人の署名はあるが、補充権を与えることなしに要件を欠いた手形が任意に交付され、それを受取った人が不当に補充して流通においた場合にも、十条を準用すべきである、としていることは前述した。<sup>(21)</sup>

## 六 未補充手形の譲渡と手形法十条

1 白地手形が未補充のまま譲渡される場合にも、手形法十条を準用しうるか。つまり未補充手形の譲受人が重大な過失なくして一定範囲の補充権があるものと信じて取得し、みずから補充して請求した場合にも、白地手形の署名者はこれに対して不当補充の抗弁を対抗しうるか、が問題とされている。肯定説が支配的であるが否定説も有力である。<sup>(22)</sup>

私見のように、補充前に既に手形債権が証券に表彰されていると解する立場からいえば、例えば十万円を補充すべき金額白地の手形を未補充のまま二十万円の補充権ありと信じて譲受けた場合についていうと、譲受人は実際には十万円の手形債権を二十万円の手形債権と誤信して譲受けたことになるが、その際、右のごとき権利の内容を表示すべ

き証券上の記載は存在せず、従って譲受人が二十万円の手形債権なりと信頼すべき権利の外形が欠けていたことになる。従って手形法十条が本来予定している場合——即ち譲渡人が二十万円に不当補充し、その結果、権利の外形たる証券上の記載が二十万円となり、それを通して二十万円の手形債権が存在すると信頼して譲受けた者が、あらわれた場合——と明らかに異った場合といわなければならない。従って私はこの場合に、手形法十条を準用するのは正當でない<sup>(23)</sup>と考える。

同じことは、満期の白地の場合にも当てはまり、そして一般的にいうならば、権利の内容に係ある記載事項が白地の場合にあってはまる。しかし、権利の内容と関係のない記載事項たる確定日払手形の振出日の白地のとき、また権利の帰属者を表示すべき記載事項たる受取人の白地の場合については、前述のように、元来、これらについては不当補充ということがありえないと解すべきであるから、従って、そもそも手形法十条の準用の問題は起きてこないことになる。

2 かような立場から、従来の判例<sup>(25)</sup>を仔細に検討すると、従来、十条準用説を採用したとして一般に考えられている判例も、必ずしもそうとはいえないことが明らかとなる。

まず、最判昭和四一・一一・一〇民集二〇巻九号一七五六頁の判例は、受取人白地手形に関して争われた事案についての判例であって、私見からいえば、元来不当補充の問題が生じえないはずの場合だったから、ここで十条を準用するということは全く無意味であり、少くとも権利の内容に関する記載事項が白地の場合に対しては、先例としての価値が皆無といわざるをえない。

次に東京地判昭和三四・五・一二判例時報一九〇号三〇頁および最判昭和三六・一二・二四民集一五卷一〇号二五

三六頁は、いずれも、その事案が満期白地の場合に属し、従って私見の立場からするも、十条の準用はいちおうは問題になりうるケースであった。そして判旨は、いずれも十条の準用を肯定しているのであるが、しかし事案の具体的内容を見るならば、十条の準用を否定しても、満期白地手形について債務存続についての人的抗弁切斷の法理を認めることによって同じ結論を導き出しうる場合であった。

すなわち東京地判の事案は、満期日白地手形が、もともと一種の融通手形として——満期日の決定を委ねつつ——交付されていたもので、受取人は後にこれを振出人に返還すべき義務を負ったのに返還せず、満期白地のままで流通においてしまった、というものであった。また右の最高裁判決の事案は、小切手が、振出日白地で——振出日白地の小切手は、満期白地の手形と同じ意味をもつ——いわゆる見せ小切手として交付されたのに、これを受け取った人が勝手に振出日白地のまま流通においた、という事案である。

いずれの判決においても、次のような推論がなされている。即ち、右のような事情により満期の補充権は消滅しているが、満期白地のままで善意無重過失をもって譲受けた人に対しては、補充権の消滅を對抗できないのであり、手形法十条が準用される、という推論である。

しかしここで十条を準用するのは適当でなく、むしろ、満期白地手形の譲受人に対しても手形債務の存続についての人的抗弁が切斷される、として手形法一七条を適用すべき場合だったと思う。つまり一七条という債務者を害する意思がなくして譲受けた者に対しては、債務者は、その手形あるいは小切手が融通手形であったが返還すべき義務を負っていたとか、見せ小切手のためにその振出は無効であった、ということを對抗できない、として譲受人を保護すべきであり、そしてそのうえで、さような譲受人に対して債務者は満期に関しては譲渡人に対抗しえた事由をそのま

ま對抗しうる（つまり手形法一〇条の準用は否定される）とすべきであつたと考える。そして右のような意味で手形法一〇条の準用をたとえ否定しても同じ結論が導かれる事案だったのである。<sup>(26)</sup>

3 右の議論は、満期白地手形の譲渡に、手形債務存続についての人的抗弁の切断の法理が適用されることを前提として進められた。そして前述したように一般に通説は白地手形については人的抗弁の切断の法理が認められる、という。しかし私は、すべての種類の白地手形についてかように解しうるか疑問に思う。いかなる記載事項が白地かをわけて論ずべきだと考える。その結果金額が白地の手形の譲渡については、手形債務の存続についての人的抗弁につき、抗弁切断の法理の適用を——この法理の適用が善意の取得者のための取引安全と関係する限り——否定すべきではないか、と考える（補説参照）。この見解をとるならば、右に掲げた二つの判例の事案においても、仮りに満期が白地でなく金額が白地であつたとするならば、譲受人はたとえ善意でも手形債権を取得しえないことになる。

〔補説〕 金額白地の手形の場合においては、譲受人はその手形の表彰する手形債権の金額について信頼すべき証券上の手がかりは全く無いのだから、表彰された手形債権の金額について信ずることはできない（だからこそ手形法十条は準用されえない）。従つて、それが零であること、つまり手形債権が存在しないことをも覚悟しなければならない、といえそうである。そうだとすると、手形債務不存在いし消滅の人的抗弁は、かかる譲受人に対しては切断されない、といわねばならない。（なお、その際、例えば、振出人が受取人に対し原因関係上の債務を実際には負っていないのに負っていると誤信して振出した場合、たしかに従来の手形についての理論構成からすると、受取人は振出人に対して手形債権を取得し、単に、原因債務不存在の人的抗弁の対抗を受けるに過ぎない。しかし、実質的には受取人は振出人に対して手形債権を取得していないのと同じ関係にある、といえるから、手形債務の不存在の人的抗弁の場合と同じに扱つてよいであらう）。

右に手形金額白地の場合について述べた推論を、その他の、権利内容に關係ある記載事項が白地の手形の場合、とりわけ満期白地の手形の場合にもあてはめて次のように推論しうるか疑問である。

すなわち、満期が白地である以上、満期について信すべき証券の外形上の手がかりは無いのだから、満期についての譲受人の信頼は保護されない。従つてまた譲受人は、その白地手形に表彰された手形債権の満期が無限に未來で、そのために、その手形債権の価値が零に等しいこと、つまり手形債権が存在しないのに等しいことまでも、譲受人は覺悟しなければならぬ、といえるだろうか。もしこれが肯定されるのならば、手形債務の存続に關する人的抗弁は切斷されぬ、といえそうである。しかし取引觀念上、右のことを譲受人に期待することは酷であらう。それは一つには、手形金額なら、それが零に近い蓋然性はあるが、満期については無限の未來に近い蓋然性はないからであり、また二つには、満期の記載は権利内容を規定するものであるにしても、権利内容の中心的部分でなく、縁的な部分に過ぎないからである。ほぼ同様なことは他の、金額白地以外の、権利の内容に關係する記載事項の場合についても（例えば支払地の白地のとき）あてはまるだろう。だから結局、金額白地の場合を除くと、白地が権利内容と關係のある記載事項に關する場合であっても、本文に述べたように、手形債務の不存在や消滅の人的抗弁の切斷は認むべきであり、しかし他面では、債務者がこれらの事項につき譲渡人に対抗しえた抗弁についてはそのまま譲受人に引き継がれると解するのが正しいと思う。

なお、もともと権利の内容と關係のない記載事項が白地の白地手形の場合については、抗弁切斷の法理が全面的に適用されるべきことはいふまでもない。

(1) このことは、元來は白地手形そのものと共に、慣習法によつて認められるに至つたものであるが、現在では手形法自体が、これを正面からではないにしても、手形法十條の暗黙の前提として承認している、といつてよい。

(2) 手形法十條の準用は否定される。後述六（本号九七頁）参照。

(3) 満期日として三月一日を補充すべき定めがあるのに、乙が二月一日に補充しうる補充権ありと称して、満期日白地のまま丙に譲渡したとき場合を考えよ。

(4) 判例については、大森・前掲「判例手形法小切手法」一七九頁、大隅河本・前掲一〇一頁を参照せよ。

(5) 二章一節五補説2 (前号三七頁) 参照。

(6) 鈴木・前掲二一三頁、大森・前掲「手形法小切手法講座」二七五頁、大隅河本・前掲一〇一頁、田中誠・前掲上巻四六三頁。

(7) 大判昭七・五・三〇民集一一巻一〇四五頁、最判昭三四・八・一八民集一三巻一〇号一二七五頁。

(8) 前述二章一節五補説2 (前号三七頁) 参照。

(9) 例えば、いわゆる融通手形の抗弁は後の譲受人に対抗しえないが、譲受人の善意悪意は問題としない。これは取引安全のために——振出人自身の意思にもとづかず——抗弁が切斷されるのではなく、振出人自身の本来の意思にもとづくものである。抗弁切斷の法理については後に第四章で私見を述べる。

(10) 本節六3 (本号一〇〇頁) 参照。

(11) 竹田・前掲九五頁、大森・前掲「講座」二七五頁。

(12) 鈴木前掲二一四頁、田中(誠)・前掲上巻四六四頁。

(13) 民集二二巻四号九一一頁。

(14) 前田庸「喪失した白地手形の除権判決」判例百選七八事件一七四頁、なお同教授は(9) i の説を採用される。

(15) 詳細については註(14)の前田庸教授の解説を参照せよ。

(16) 白地手形による権利行使については前述二章一節四参照。なお右判例では約束手形でなくて為替手形が問題になっている。すなわち甲は振出人、振出日、受取人および引受日が白地の為替手形に金額を書き入れ、原因関係上の債権者乙に交付した。これは約束手形の場合にひきかえていえば、甲が乙に受取人、振出日白地の約束手形を振出したのと同じ意味をもつ。

(17) 鈴木・前掲二〇九頁、大森・前掲「講座」二二〇九頁。

(18) 同旨、河本・前掲「総合判例研究」七八頁。

(19) 同旨、河本・前掲「総合判例研究」七八頁。

(20) 本章二節一1（本号六二頁）参照。なお四章六節で評論する。

(21) 本章一節三後段（本号六四頁）参照。

(22) 否定説としては鈴木・前掲二一四頁、小橋・判例批評・民商法雑誌五六巻五号八一二頁がある。

(23) 手形法一〇条は、譲渡人が譲受人の面前で補充した場合にも適用されるのだから、それならば、譲渡人が補充権の内容を告げて補充自体については譲受人に委ねた場合にも、同じく同条を適用してよい、という反論は当然考えられる。しかし手形法一〇条は前者のような場合を少くとも通常のケースとしては予想していない。だから同条を適用するとしても、重過失の認定などの点で未補充手形の譲渡の場合に近い扱いがなさるべきだと考える。

(24) 例えば三月一〇日を満期とする定めのもとに満期白地で振出された手形を、受取人は未補充のまま、二月一〇日を満期として補充しうる手形だと称して譲渡した場合、譲受人はたとえ善意でも、満期を二月一〇日と補充して請求しえない。その手形に表彰された手形債権の満期は三月一〇日だからである。

(25) 判例として大森・前掲「判例手形法小切手法」一七七頁は後掲の三つをあげる。

(26) まず東京地裁判決の場合についていうと、満期日白地の融通手形の振出にあたり、満期を何時とすべしという約定はなく、受取人にその決定が委ねられていたのだから、受取人が、所持人に満期決定権ある手形だとして譲渡した場合——仮りに融通手形を返還すべき義務が発生しなかったと仮定すると——譲受人は、自ら満期決定権を有する手形債権を取得すると解してよいであろう。融通手形を振出した振出人の意思に反しないからである。

次に最高裁判決の場合についていうと、振出日白地の小切手が見せ小切手として振出されるにあたり、振出日を何時とするかについての約定はなかったであり、その点についての決定権を所持人に与える趣旨の見せ小切手だったと解せざるをえない（さような趣旨の小切手として第三者——ここでは資産検査にあたる財務局——から扱われることを承認していたといっよい）。だから、もし仮りにこの小切手が見せ小切手でなかったと仮定したときは、所持人に振出日決定権あるものとして満期白地のままで譲受けた者は、もちろん自ら振出日決定権を有する小切手債権を取得することになる。

(27) 本節三参照。

(28) 注（9）を見よ。

## 第五節 白地手形による権利行使と時効中断

### 一 権利行使

(イ) 前述したように従来、判例・通説は白地の補充を手形債務成立の要件と見、かつこれを権利行使の要件と解している。<sup>(1)</sup>従って、未補充のままで支払呈示しても、有効な支払呈示とはならず、したがって約束手形の振出人や引受人を遅滞に附することはできず、また遡求義務者に対して遡求権を保全することはできない。また、後に補充されても、遡及的効力を有しないから、一旦未補充でなされた支払呈示が遡って有効となることもない。また、白地手形を補充することなしに訴を提起しても、後に補充されない限り請求は棄却される。訴訟中に補充した時は、債務者は補充の時から遅滞の責を負う<sup>(2)</sup>、と解されている。

私見については、前に詳細に述べたから<sup>(3)</sup>ここに繰り返す必要はないが、要するに、白地の補充をもって手形債権發生の要件と解さない。さらにこれをもって必しも権利行使の要件と解さない。すなわち未補充の白地手形の権利行使が有効か無効かは一律に論ずるのではなく、何人に対して権利行使ないし支払呈示をなすかにより、あるいは、白地がいかなる要件についてであるかにより、従ってまた権利行使の同時に権利内容が確定しているか否かにより、あるいは、何人に対する関係で権利行使の有効無効が争われているかにより、更には、何人が権利行使をするかにより、それぞれ区別して論ずべきであると考ええる。

(ロ) 右に述べたように、私見は判例、通説と、実際的な問題解決の結果においてかなり異なるだけでなく、その理論

的な根拠附けの点で隔っている。しかし、判例および学説の中で従来、多少とも私見に近い考えが提示されることがなかったわけではない。

例えば、従来の判例の中で、未補充のままの権利行使を無効とする理由として「手形上の権利行使が有効なためには、権利の内容が確定していることが必要だから」という実質的な根拠をあげるものがあつた。<sup>(4)</sup> しかしかような実質的な根拠を問題にすると「たとえば確定日払手形の振出日附、受取人、振出地などのように、手形上の権利の内容ないし義務者の確定に関係のない手形要件を白地とする場合には、白地未補充のままなされた支払請求のための呈示の効力を否定するのは実質的に不合理だ」ということになる。<sup>(5)</sup> そしてこのような実質論からして、確定日払手形における振出日の記載は必要な記載事項でないと解し、その未補充のままなされた支払呈示を有効とした下級審判決もあらわれた。<sup>(6)</sup>

学説には右下級審判決を支持する説もあり、また、他の学説で、未補充手形の呈示であることを援用して遡求義務を免れようとする者が、その白地手形を振出した振出人自身である場合には、未補充のままの呈示ということで遡求義務を免れしめるのは信義則に反する、との説もある。<sup>(8)</sup> さらに、後にとりあげる、権利行使の効力の一つとしての時効中断の効力に関していわれていることであるが「欠けている要件が権利の内容に関するものであれば、有効な権利行使とならないが、受取人のような権利者の指定に関するものにすぎないときは、そう厳格に考えないでよい」とする有力な説もある。<sup>(9)</sup>

(イ) しかし判例・学説の大勢は、確定日払手形の振出日や振出地あるいは受取人等の記載は手形法二条一項の明文の規定により手形要件と定められていることを指摘し「これらの事項を手形要件とすることが立法論として妥当かど

うかは問題であるとしても、国際的統一規約にもとづく手形法二条一項の明文を輕易に無視しえない以上」これに反する解釈を採用することは困難だ、と主張する。<sup>(10)</sup>そしてこのように右の事項を手形要件と解する以上は、白地の未補充のままでなした権利行使は——時効中断の効力に関しては後述のように例外とされているが——無効だと解するの<sup>(11)</sup>である。

右のごとき通説の見解と私見の差異については既に前に触れたことであるが念のため確認しておくならば、次のとおりである。<sup>(12)</sup>

私見においても、前掲のごとき、権利の内容に関係のない事項の記載についてもこれを二条一項という手形要件だと解するのであり、この点では通説と何等異らない。しかし私は前述の通り、通説と異り、白地手形の場合には手形法二条一項（同七六条一項）が適用されないと解する。従って白地手形の補充前に手形債権が発生することは可能であり、そして前述したごとき種々の事情のもとでは、白地のままで有効に権利行使をなしうる、と解するのである。要するに、手形法二条一項の明文の規定を尊重することが、直ちに未補充の白地手形の権利行使を一律に無効とすることに結びつくとは考えないのである。

もつとも、かように解すると、あるいは事実上二条一項の規定の適用範囲が狭められ、この規定が無意味になってしまう、との批判が生じるかも知れない。<sup>(13)</sup>たしかに、手形要件のうちでも権利の内容に関係のない記載事項が欠けたまま振出された場合は、補充権が与えられていると推定され、さらに手形用紙を用いて振出されたときは、補充権が与えられていると推定される以上、<sup>(14)</sup>要件欠缺のままで振出された手形が二条一項によって無効と認定されるのは（従ってそれによる権利行使が一律に無効とされるのは）、<sup>(15)</sup>実際問題としては、かなり稀かも知れない。しかしいずれにせよ、

二条一項が全く無意味になるわけではないのだから、右の批判は当たらない。

## 二 訴の提起と時効中断

(イ) 白地手形による訴の提起によって時効が中断されるか。この問題について従来、判例は否定説をとっていたが、<sup>(16)</sup>最高裁昭和四一年一月二日大法院判決（民集二〇巻九号一六七四頁）は、受取人白地の手形が問題になった事案につき、これを改め、肯定説をとるに至った。その後さらに、確定日払手形の振出日白地の手形について、同様な最高裁判決（最判昭和五・一一・一一民集二四巻二二号一八七六頁）が出された。しかし両判決には、有力な裁判官の反対意見が附け加えられている。<sup>(17)</sup>

多数意見がその主要な根拠としてあげるのは第一に「未完成の形のままの状態で手形上の権利について時効が進行するものとすれば、このこととの比較均衡からいって、他方で、白地手形の所持人は、白地部分である受取人の補充することなく、未完成手形のままの状態で、右時効の進行に対応し、時効の進行を中断するための措置をとり得べきものと解するのが相当」だという利益の比較衡量論であり、さらに「およそ白地手形の所持人は一種の条件附権利を有する者として民法一九九条を類推して権利を保有できるものと解すべきであるから、白地部分未補充のまま時効の進行を中断させることができる」はずだ、という点である。

これに対し反対意見は、要するに「白地手形の所持人が白地部分を補充することなく直ちに手形上の権利を行使しえないことを認めながら、その所持人が白地部分を補充することなく訴を提起しても、その時に手形上の権利について時効中断があるものと主張する……多数意見は理論的矛盾がある」と指摘し、また「多数意見の根底には、満期後に白地が補充された場合にも、これによって生ずる手形上の権利は満期から三年の時効にかかるのであるから、白地補充前にすでに手形上の権利が存在し、その

時効が進行しているものと解するのが相当であり、したがって、これにつき時効中断の途がないとするのは不合理である、とする考え方がつよく働いているのではないかと思う。しかしながら、白地手形は、欠缺せる手形要件が補充された時に完全な手形となり、白地手形上になされた振出・引受等の手形行為もこの時からその効力を生じ、その行為者はこの時から手形上の責任を負うが、発生した手形関係の内容は、手形の文言証券たる性質上、手形に記載された文言によって定まる結果、その手形上の権利の消滅時効期間も手形記載の満期から起算されるだけのことであって、白地補充前に遡って手形上の権利が存在したことになるものではない」と反論している。

(四) 学説では多数意見（＝肯定説）の結論を支持する者が多いが、しかしそのほとんどが、多数意見の理論構成には満足せず、これを不十分だと批判しつつ、これを補強すべく、さまざまな理論構成を試みている。<sup>(18)</sup>しかし、白地手形が補充されてはじめて手形債権が発生し、また権利も行使しうる、という前提をとる限り、実質的な利益の比較衡量論に頼らざるをえないように思われる。

反対意見（＝否定説）を支持する学者は、少いが依然として有力である、これは多数意見が結局は実質論あるいは政策論であり、法律論としては必しも充分な根拠づけがなされていない点を衝いているといえよう。大森教授の所説を紹介すると、

多数意見の論旨は、白地手形の所持人の有する法的地位すなわち、いわば「白地手形上の権利」をそのまま条件附の「手形上の権利」と考え、時効・その進行・中断などに関し、両者を法的に同一のものの連続と考えることを基調としているといっている。しかし、実質上・経済上の関係の説明としてはともかく、法律的な意味で「白地手形上の権利」と完成した「手形上の権利」とを同一のものの連続と直ちに認めることはやはり無理であると考ええる。手形が要式証券である以上、手形要件が完全に具

備されてはじめて完成した「手形上の権利」が発生するというはかなく、それまでは「白地手形上の権利」はあっても、「手形上の権利」は存在しないというはかはない。したがってかかる未補充の白地手形によつては、完成した「手形上の権利」の時効を中断することはできない、と考えなければならぬ。かりに白地手形の呈示によつて權利行使の意思が表明されれば權利の上に眠るものではないとして時効が中断されるとしても、それはあくまで「白地手形上の権利」についてであつて、完成した「手形上の権利」に関するものとは言えない<sup>(20)</sup>、と。

私は、多数意見（＝肯定説）を支持する学者が単に、白地手形に表彰されている、生成中の手形債権もしくは潜在的手形債権と、補充によつて生じた手形債権との間に実質的な同一性があるとか、同質性あるいは継続説がある、と説く<sup>(21)</sup>だけでなく、更に進んで両者の間には法的にも同一性があるといわなければ反対意見（＝否定説）の批判を退けることはできない、と考える。しかし右のように説くことは、結局、その立脚する前提理論すなわち補充によつてはじめて手形債権が発生するという理論自体を否定することにならざるをえないだろう。

(イ) 私見のように白地手形の補充によつてはじめて手形債権が発生するのでなく、補充前に既に発生していると解し、さらに、一定の条件のもとでは未補充のままで權利行使をなしうると解する立場からは、多数意見（＝肯定説）の結論が当然の帰結として導き出されることはいうまでもない。この立場からは、単に、受取人や確定日払手形における振出日などのように權利内容に関係のない事項が白地の場合だけでなく、金額や満期のように權利内容を規定する事項が白地の場合でも、既に權利内容が確定している限り、未補充手形による訴提起によつて、その白地手形に表彰されている手形債務の時効を中断することができることになる。また、未補充のままで債務承認がなされたときも同様に、時効中断の効力を生ずると解すべきことも勿論である。

- (1) 二章一節三・四 (前号二〇頁以下・二三頁以下) 参照。
- (2) これらの問題に関する判例については、大森・前掲「判例手形法小切手法」一八一頁および田中(誠)・前掲上巻四六五頁にあげられている判例を参照せよ。
- (3) 二章一節四 (前号二三頁以下) 参照。
- (4) 大判大一四・五・二民集四卷五九六頁、大判昭・三・一六新聞三三九六号八頁。
- (5) 大森・前掲「判例手形法小切手法」一八一頁。
- (6) 横浜地判昭和三六・三・一下級民集一二卷四六六頁、京都地判昭和三九・二・五金融法務三七二号九頁、飯塚簡判昭和三九・三・三〇判時三七〇号四四頁。
- (7) 高窪・判批・手形研究八四号四〇頁、「長期信用の隠蔽の意図で自己の利益のために積極的に振出日を記載せず、手形を流通においた以上は、禁反言の法理により、権利行使要件の欠缺を以て抗弁しえないと理論構成するのが妥当」と説く。
- (8) 高田・判批・民商法三八巻四号一三四頁。
- (9) 鈴木・前掲二〇四頁。
- (10) 大森・前掲「講座」II七七頁、他にもこのことを言及する学者は多い。なお最高裁判所は註(6)に引用したとき下級審判決に反対し、昭和四一・一〇・一三判決(民集二〇巻八号一六三二頁)において「手形法七五条、七六条は、約束手形において振出日の記載を必要とするものとし、手形要件の記載を欠くものを約束手形としての効力を有しないものと定めるにあたり、確定日払の手形であるかどうかによって異なる取扱をしないのであって、画一的取扱いにより取引の安全を保持すべき手形の制度としては、特段の理由のないかぎり法の明文がないのに例外的取扱を許すような解釈をすべきでない」と判決する。
- (11) 河本・前掲「総合判例研究」七五頁、深見「手形要件」新商法演習③九四頁、竜田「手形要件」講座II一三頁。
- (12) 二章一節三補論3 (前号二七頁) 参照。
- (13) 河本教授が、もし受取人や確定日払手形の振出日などの白地のままでなした権利行使を有効とするならば「これらの記載の欠けた証券をも手形として有効とするのと、結局において同じ結論を認めることになり、それは手形法二条一項の明文に反することになると思う」と述べておられるのは「総合判例研究」七四頁、あるいは、かような意味を含む趣旨かも知れない。

- (14) 二章一節五補説1（前号三七頁）。
- (15) 本章一節三（本号六三頁）参照。
- (16) 大判昭和八・五・二六民集一二巻一四号一三四三頁・受取人白地の場合に関する。
- (17) 四一年判決では松田・岩田両裁判官が、四五年判決では松田・大隅両裁判官が反対意見をとる。
- (18) 諸説の紹介と批判については、とりわけ服部・判批・法学三二巻三号一二四頁、平出「白地手形による訴提起と時効の中断」判例百選一六六頁、深見「手形要件」新商法演習(3)一〇〇頁、長谷川「白地手形論」二〇〇頁を参照せよ。
- (19) 四一年判決では多数意見を支持された大隅裁判官が四五年判決では少数意見にまわられた意味は大きい。なお四一年判決までは否定説は極めて少数だったのに、同判決の後には却って否定説が有力に主張されるに至ったと言われている。否定説に立つものとして大森・判批・民商五六巻五号七六頁、水田・判批・金融法務四八二号一二頁、深見・前掲、新商法演習(3)一〇一頁がある。
- (20) 大森・前掲「判例手形法小切手法」一八五頁。
- (21) 服部・前掲・法学三二巻三号一二四頁、平出・前掲判例百選一六八頁。
- (22) 四五年判決では、松田裁判官等による反対意見の中に、多数意見への反論として、もし多数意見を採用するならば、満期白地や金額白地の場合についても、確定日払手形における振出日白地、受取人白地の場合と同様に扱わざるをえなくなるはずだ、と述べられていた。
- (23) 所持人に金額ないし満期についての決定権があるとき、如何にして決定がなされるかについては前述二章一節二補説1、（前号二二頁）を参照せよ。